公認心理師法案 新旧対照表

○登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) 抄 (附則第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

1.伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をして作業環境測定士となる資格を有することとなつ「1.治療主義」で表現して	が、司法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により第(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者し、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第七条・デュー	理業務式検に合格した(重り付記は、折になどを登録される 規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代四条の十一の三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)の四条のかしの三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)の当十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明	(略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	四関係) 改正 案 の関係) 改正 案
い作業環境測定士登録証の書換えの申請をし業環境測定士となる資格を有することとなつ ※では、「一学では、」」、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、」」、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、」」、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、」」、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、」」、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、」」、「一学では、「一学では、「一学では、「一学では、」」、「一学では、」」、「一学では、」」」、「一学では、「一」」」」」	が、司法第五条(作業環境測定士の資格)の規定により第(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者し、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第七条	理差務式検に合格とに置いするようがには当夜差录による 規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代四条の十一の三第一項(紛争解決手続代理業務の付記)のの の、	(略) (略) (略) (略) (の) (では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	四関係) 現 (第二条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の第十九条、第十十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第

(略)	(略)	る登録	関に備える名簿にする次に掲げ	畑 法令の規定により国の行政機	条(登録)の公認心理師の登録	六年法律第 号)第二十八	八の二 公認心理師法(平成二十	(略)	は技術士補の登録	又は第二項(登録)の技術士又	第二十五号)第三十二条第一項	八 技術士法(昭和五十八年法律	(略)	環境測定士の登録とみなす。合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業
	(略)						登録件数	(略)					(略)	な同法第七
	(略)					万五千円	一件につき一	(略)					(略)	条の第一種作業
(略)				(九)								(N)		
	(略)	る登録	関に備る	法令の			(新設)	(略)	は技術士	又は第二	第二十五	技術士法	(略)	環合にお
			関に備える名簿にする次に掲げ	の規定により国の行政機					士補の登録	一項(登録)の技術士又	业号)第三十二条第一項	工法(昭和五十八年法律		環境測定士の登録とみなす。
	(略)		える名簿にする次に掲げ	の規定により国の行政機				(略)		項 (登録)			(略)	
	(略) (略)		える名簿にする次に掲げ	の規定により国の行政機				(略) (略)		項 (登録)			(略) (略)	環境測定士の登録とみなす。合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業

改正案	現行
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事	第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事
務をつかさどる。	務をつかさどる。
一~十一 (略)	一~十一 (略)
十二 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、	十二 学校保健 (学校における保健教育及び保健管理をいう。)、
学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)、学校	学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)、学校
給食及び災害共済給付(学校の管理下における幼児、児童、生	給食及び災害共済給付(学校の管理下における幼児、児童、生
徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。)に関	徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。) に関
すること。	すること。
十二の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関す	(新設)
ること。	
十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。	十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。
十四~九十七 (略)	十四~九十七 (略)

改正案	現行
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事	第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事
務をつかさどる。	務をつかさどる。
一~八十八 (略)	一~八十八 (略)
八十九 精神保健福祉士に関すること。	八十九 精神保健福祉士に関すること。
八十九の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関	(新設)
すること。	
九十 老人の福祉の増進に関すること。	九十 老人の福祉の増進に関すること。
九十一~百十一 (略)	九十一~百十一 (略)
2 (略)	2 (略)

(傍線部分は改正部分)

〇厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号)

抄

(附則第八条関係)

○アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号) 抄	(附則第九条関係) (傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(厚生労働省設置法の一部改正)	(厚生労働省設置法の一部改正)
第七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を	第七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を
次のように改正する。	次のように改正する。
第四条第一項第八十九号の二の次に次の一号を加える。	第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。
八十九の三 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法	八十九の二 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法
律第百九号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害	律第百九号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害
対策推進基本計画の策定(変更に係るものに限る。)及び推進	対策推進基本計画の策定(変更に係るものに限る。)及び推進
に関すること。	に関すること。
(略)	(略)

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号) 抄 (附則第十条関係)

(公認心理師法の一部改正) を削り、同条に後段として次のように加える。 を削り、同条に後段として次のように加える。 を削り、同条に後段として次のように加える。 を削り、同条に後段として次のように加える。	(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十第百十六条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十第八章 文部科学省関係)	(略) (略) 改 正 案 改部科学省関係(第百五条―第百十六条の二)
(新設)	(略) (高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十第百十六条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十第八条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正)	(略) 第八章 文部科学省関係(第百五条—第百十六条) (略)

(傍線部分は改正部分)

級行政庁とみなす。
第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びにっている。

第九章 厚生労働省関係

第九章 厚生労働省関係

○公認心理師法(平成二十六年法律第 号) 抄	(傍線部分は改正部分)
附則第十条の規定による改正後の行政不服審査法の施行に伴う	現行
関係法律の整備等に関する法律による改正	
(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)	(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)
第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作	第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作
為について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対	為について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対
し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学	し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査
大臣及び厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第	請求をすることができる。
六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び	
第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用につい	
ては、指定試験機関の上級行政庁とみなす。	